

条 例 制 定 改 廃 調 書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和4年

奈良市議会3月定例会

令和3年度関係

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1 . 附則第 1 0 項及び第 1 4 項中「当分の間」を「令和 4 年 3 月 3 1 日までの間」に改める。( 附則第 1 0 項、第 1 4 項関係 )
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年奈良市条例第 2 1 号）において、給与制度の見直しを行った際の経過措置について、令和 4 年 3 月 3 1 日を期限とすることとしたため、所要の改正を行うもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号） 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 1～8 略 （職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置） 9 略 10 平成30年4月1日から<u>当分の間</u>、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定により給料の支給を受けている者）にあつては、平成26年改正条例一部施行日の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 11～13 略 14 平成30年4月1日から<u>当分の間</u>、附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>附 則 1～8 略 （職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置） 9 略 10 平成30年4月1日から<u>令和4年3月31日までの間</u>、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が平成29年3月31日（同日において平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定により給料の支給を受けている者）にあつては、平成26年改正条例一部施行日の前日）において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 11～13 略 14 平成30年4月1日から<u>令和4年3月31日までの間</u>、附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与条例第24条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号）附則第10項（附則第11項又は第12項の規定により準じて支給する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市子どもセンター条例（令和3年奈良市条例第31号）</li> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正（第1条による改正）          国等の公費負担医療制度の適用を受ける者については子ども医療費助成制度の対象外である旨を明確化するほか、所要の文言整備を行う。（第2条関係）</p> <p>2．奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正（第2条による改正）          国等の公費負担医療制度の適用を受ける者についてはひとり親家庭等医療費助成制度の対象外である旨を明確化するほか、所要の文言整備を行う。（第2条関係）</p> <p>3．奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正（第3条による改正）          国等の公費負担医療制度の適用を受ける者については心身障害者医療費助成制度の対象外である旨を明確化するほか、所要の文言整備を行う。（第2条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・子ども医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度は、県及び市町村の財源で実施されており、あくまで国等の公費負担医療制度を補完する位置付けにある。</p> <p>子どもセンターの設置により本市で児童福祉法に基づく措置医療の決定を行うこととなることに際し、福祉医療費助成制度の対象外となる者に係る規定を整備し、措置医療その他の国等の公費負担医療制度との適用関係を明確化するもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課、福祉部 福祉医療課

## 奈良市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを養育している者とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の_____いずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けて医療が行われる者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを養育している者とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けて医療が行われる者</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、当該子どもが全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の<u>一</u>に該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>一</u>に掲げる法律又は条例の適用を受けて医療が行われる者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</p> <p>(3) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する<u>者</u>は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けて医療が行われる者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けて医療が行われる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者</p> <p>(4) 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者</p>

## 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる<u>いずれかの法律の適用を受けて医療が行われる者又は医療費の助成を受ける者は、対象者とし</u>ない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれかに該当する</u> <u>者は、対象者とし</u>ない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>の適用を受けて医療が行われる者</u></p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）<u>の適用を受けて医療が行われる者</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合に</u></p>



現行	改正案
	あつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額)の全額が法令等の規定により支給される者

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の公営住宅への入居等の取扱いについて（令和3年11月30日付国住備第101号国土交通省住宅局長通知）</li> <li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．次に掲げる市営住宅において入居を制限する規定である「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。」の文言を削る。（第6条関係）</p> <p>(1) 市営住宅（第1項）</p> <p>(2) 高齢者向けとして整備した市営住宅（第3項）</p> <p>(3) シルバーハウジングとして整備した市営住宅（第5項）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の通知及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条の趣旨に鑑み、常時介護を要する障害者に係る市営住宅の入居者資格を改定するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 住宅課

## 奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 60歳以上の者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 シルバーハウジング(高齢者が居住し、かつ、当該居住している高齢者に対して生活援助員によるサービスを提供する住宅をいう。)として整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかの世帯に属する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けること</p>	<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者_____にあつては、この限りでない。</p> <p>_____にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 60歳以上の者_____であること。</p> <p>_____であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 シルバーハウジング(高齢者が居住し、かつ、当該居住している高齢者に対して生活援助員によるサービスを提供する住宅をいう。)として整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかの世帯に属する者_____</p>

現行	改正案
<p>ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)であること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>_____であること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6～9 略</p>

令和4年度関係

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年4月1日施行予定の事項（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）に係る条例（案）改正予定事項の送付等について（通知）（令和4年1月14日付総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。（第2条関係）</li> <li>2．非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。（第18条関係）</li> <li>3．育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置に関する規定を追加する。（第23条、第24条関係）</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記通知を踏まえ、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置に準じて非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の文言整理を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

## 奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き</u>  <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>
<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方</p>	<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方</p>

現行	改正案
<p>等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 略</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する</p>	<p>等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 略</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p>
<p><u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(教員の育児休業等)</p>	<p><u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>(教員の育児休業等)</p>
<p>第22条 略</p>	<p>第22条 略</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者</p>



現行	改正案
<p>(その他)</p> <p>第23条 略</p>	<p><u>が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u>  <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第24条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u>  (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u>  (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u>  (その他)</p> <p>第25条 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（全部改正）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「基準府省令」という。）</li> <li>・ 認定こども園における職員配置に係る特例について（平成28年4月1日付府子本第246号、28文科初第51号、雇児発0401第32号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．朝夕等児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例の適用（第3条関係）</p> <p>幼保連携型認定こども園の保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2人のうち1人は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。</p> <p>2．子どもの最善の利益の考慮について（第4条関係）</p> <p>3．条例の構造について</p> <p>本市の独自基準を列挙するとともに、基準府省令どおりの基準とする部分については基準府省令を引用する旨の規定を置く。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげることを目的として、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化する基準府省令の改正が行われたことに伴い、朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例の適用を認めることとするため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育総務課、保育所・幼稚園課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（全部改正）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。）</li> <li>・認定こども園における職員配置に係る特例について（平成28年4月1日付府子本第246号・28文科初第51号・雇児発0401第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．園児が少数となる時間帯における職員配置に係る特例の適用（第3条関係）</p> <p>職員最低2人の配置要件について、園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数となる時間帯においては、職員2人のうち1人を市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。</p> <p>2．子どもの最善の利益の考慮（第4条関係）</p> <p>3．条例の構造について</p> <p>認定こども園基準どおりとする部分については、認定こども園基準等を引用する旨の規定を置く。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育及び保育に従事する者の担い手確保の観点から、認定こども園における職員配置に係る要件を一定程度柔軟化する認定こども園基準の改正が行われたことに伴い、園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数となる時間帯において職員配置に係る特例の適用を認めることとするため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（全部改正）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）</li> <li>・保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日付雇児発0218第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例の適用（第3条関係）</p> <p>保育士最低2人の配置要件について、朝夕等の児童が少数となる時間帯においては、保育士2人のうち1人を市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。</p> <p>2．子どもの最善の利益の考慮について（第4条関係）</p> <p>3．条例の構造について</p> <p>基準省令どおりとする部分については、基準省令を引用する旨の規定を置く。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげることを目的として、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化する基準省令の改正が行われたことに伴い、朝夕等の児童が少数となる時間帯において保育士配置に係る特例の適用を認めることとするため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）</li> <li>・ 保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日付雇児発0218第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例の適用（第3条関係）</p> <p>保育士最低2人の配置要件について、朝夕等の児童が少数となる時間帯においては、保育士2人のうち1人を市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげることを目的として、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化する基準省令の改正が行われたことに伴い、朝夕等の児童が少数となる時間帯において保育士配置に係る特例の適用を認めることとするため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課、保育総務課

## 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 最低基準は、次条から第7条までに定めがあるもののほか、児童福祉施設基準(第32条第5号及び第6号、第32条の2並びに<u>附則第94条</u>から第97条までを除く。)の定めるところによる。</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 最低基準は、次条から第7条までに定めがあるもののほか、児童福祉施設基準(第32条第5号及び第6号、第32条の2並びに<u>附則第95条</u>から第97条までを除く。)の定めるところによる。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について（令和2年3月18日付障発0318第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> <li>・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施について（令和3年3月15日付障発0315第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1．地域生活支援事業のうち利用者負担を求める事業に、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を追加する。（第6条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業のうち市町村事業として創設された「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を本市で実施するに当たり、当該事業における利用者の費用負担に係る規定を整備するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

## 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(訪問入浴サービス事業等に係る費用負担)</p> <p>第6条 法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、次に掲げる事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の100分の10に相当する額を負担しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(訪問入浴サービス事業等に係る費用負担)</p> <p>第6条 法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、次に掲げる事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額)の100分の10に相当する額を負担しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策及び福祉施策が連携し、通勤時又は職場等における支援を行う事業</u></p>



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）第1条による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1．子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額の5割を減額する。（第16条の3関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が講じられたため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

## 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条<u>                    </u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>                    </u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条<u>及び第16条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の</p>

現行	改正案
<p>額</p> <p>(3) 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 略</p> <p>(<u>保険料の減額</u>)</p> <p>第16条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の2 略</p>	<p>額</p> <p>(3) 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条<u>及び第16条の3</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 略</p> <p>(<u>低所得者の保険料の減額</u>)</p> <p>第16条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>(<u>未就学児の被保険者均等割額の減額</u>)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3</p>

現行	改正案
	<p>月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）</p> <p>5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み</p>

現行	改正案
	<p><u>替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</u></p> <p><u>この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1．別表第1から奈良市石打コミュニティスポーツプールの項を削る。</p> <p>2．別表第2からプールの使用料に関する部分を削る。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・石打コミュニティスポーツプールについて、現在、施設の安全な使用のために必要な過機が老朽化しており、施設改修には多額の費用が必要となっている。利用者数が減少し、収入が少ない現状に鑑みると、同施設の運営は困難と判断した。</p> <p>これを踏まえ、地元自治会と協議の結果、同意を得たため、同施設を廃止するもの。</p>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市コミュニティスポーツ施設条例 新旧対照表

現行		改正案																																	
<p>(供用日及び供用時間)</p> <p>第2条の3 スポーツ施設は、年中無休とする。ただし、プールの供用日は、<u>7月21日から8月31日までとする。</u></p> <p>2 スポーツ施設の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、奈良市八条コミュニティスポーツ広場及びプールの供用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市八条コミュニティスポーツ広場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市石打コミュニティスポーツプール</td> <td>奈良市月ヶ瀬石打505番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>施設使用料</u></p> <p>1 体育室、会議室及び運動広場</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外プール(1人当たり)</td> <td rowspan="2">個人使用</td> <td>大人</td> <td>円 300 / 円 400</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>円 150 / 円 200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略	略	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	略	奈良市石打コミュニティスポーツプール	奈良市月ヶ瀬石打505番地の1	略	区分		午前	午後	9:00~12:00	13:00~17:00	屋外プール(1人当たり)	個人使用	大人	円 300 / 円 400	小人	円 150 / 円 200					<p>(供用日及び供用時間)</p> <p>第2条の3 スポーツ施設は、年中無休とする。</p> <p>2 スポーツ施設の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、奈良市八条コミュニティスポーツ広場_____の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市八条コミュニティスポーツ広場</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>		名称	位置	略	略	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	略	略
名称	位置																																		
略	略																																		
奈良市八条コミュニティスポーツ広場	略																																		
奈良市石打コミュニティスポーツプール	奈良市月ヶ瀬石打505番地の1																																		
略																																			
区分		午前	午後																																
		9:00~12:00	13:00~17:00																																
屋外プール(1人当たり)	個人使用	大人	円 300 / 円 400																																
		小人	円 150 / 円 200																																
名称	位置																																		
略	略																																		
奈良市八条コミュニティスポーツ広場	略																																		
略																																			

現行					改正案
	団体使用	大人	240	320	
	(1人当たり)	小人	120	160	
備考					
1 「団体」とは、30人以上で責任者に引率されたものをいう。					
2 「小人」とは、3歳以上6歳以下の者並びに小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「大人」とは、15歳以上の者で小人以外のものをいう。					
3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は、無料とする。					



## 条例制定改廃調書

1 名 称	なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市景観計画（令和4年 月改正）</li> <li>・奈良市屋外広告物等に関する条例（令和4年奈良市条例第 号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1．屋外広告物に係る規制が奈良市屋外広告物等に関する条例に移行することに伴い、屋外広告物に係る規定を削る。（第2条、第8条の3、第17条の6、第35条、第37条関係）</p> <p>2．都市景観形成地区、都市景観形成基準及び届出制度の位置付けの見直しに伴う所要の規定の整備（第9条から第12条まで、第17条、第17条の2、第37条関係）</p> <p>3．奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正（附則第3項による改正）          なら・まほろば景観まちづくり条例の一部改正に伴う文言整理を行う。（第4条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物に係る規制を奈良市屋外広告物等に関する条例に移行することに伴う規定の整備を行うほか、都市景観形成地区、都市景観形成基準及び届出制度の位置付けの見直しに伴う所要の規定の整備を行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年7月1日	所管部課	都市整備部 都市計画課

なら・まほろば景観まちづくり条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>屋外広告物</u> 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。</p> <p>(3)~(6) 略</p> <p>(景観計画の遵守)</p> <p>第8条の3 景観計画が定められた区域(以下「景観計画区域」という。)において、法第16条第1項各号に掲げる行為をなし、又は屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。</p> <p>(都市景観形成地区の指定)</p> <p>第9条 市長は_____、都市景観の形成を図るために必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定するものとする。</p> <p>2~8 略</p> <p>(都市景観形成基準)</p> <p>第10条 市長は、前条第1項の規定により都市景観形成地区を指定したときは、当該地区ごとに都市景観の形成のための基準(以下「<u>景観形成基準</u>」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>景観形成基準には、都市景観形成地区ごとに次の各号に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建築物等の規模、位置、色彩、意匠及び形態</u></p> <p>(2) <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>(景観計画の遵守)</p> <p>第8条の3 景観計画が定められた区域(以下「景観計画区域」という。)において、法第16条第1項各号に掲げる行為を_____しようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。</p> <p>(都市景観形成地区の指定)</p> <p>第9条 市長は、<u>第17条第1項で指定する景観形成重点地区のうち</u>、都市景観の形成を図るために必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定するものとする。</p> <p>2~8 略</p> <p>(都市景観形成基準)</p> <p>第10条 市長は、前条第1項の規定により都市景観形成地区を指定したときは、当該地区ごとに都市景観の形成のための基準(以下「<u>都市景観形成基準</u>」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 <u>都市景観形成基準は、当該地区に係る第17条第2項に規定する景観形成基準の定めるところによる。</u></p>

現行	改正案
<p>為（以下「開発行為」という。）</p> <p>(3) 土地の形質（開発行為を除く土石の類の採取の方法及び採取後の地<sup>ぼう</sup>貌並びに水面の埋立て及び干拓後の地<sup>ぼう</sup>貌）</p> <p>(4) 木竹の態様</p> <p>(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等のたい積<sup>ぼう</sup>後の地<sup>ぼう</sup>貌</p> <p>(6) 屋外広告物の規模、位置、色彩、意匠及び形態</p> <p>(7) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>3 前条第2項から第7項までの規定は、景観形成基準を決定し、又は変更する場合について準用する。</p> <p>（届出を要する行為等）</p>	
<p>第11条 都市景観形成地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。</p> <p>(1) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却</p> <p>(2) 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(3) 開発行為</p> <p>(4) 土地の形質の変更（開発行為を除く土石の類の採取の方法及び採取<sup>ぼう</sup>後の地<sup>ぼう</sup>貌並びに水面の埋立て及び干拓後の地<sup>ぼう</sup>貌）</p> <p>(5) 木竹の伐採</p> <p>(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等のたい積</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める行為</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で、次の各号に掲げるものについては、同項の届出を要しない。</p> <p>(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(2) 都市景観形成地区の指定がされた際、当該地区内において、既に着</p>	<p>第11条及び第12条 削除</p>





現行	改正案
<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第11条第1項、第15条第1項又は第17条の6第1項の規定に違反し</u> て、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第15条第1項</u> の規定に違反し て、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 略</p>

## 奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案
<p>（建築物等の形態意匠の制限）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の建築物等の形態意匠は、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第8条の2第1項の規定により策定された景観計画に定められた良好な景観づくりの基本方針を踏まえた地域の同条例第17条第2項に規定する景観計画デザインガイドライン _____ に適合するよう努めなければならない。</p>	<p>（建築物等の形態意匠の制限）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の建築物等の形態意匠は、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第8条の2第1項の規定により策定された景観計画に定められた良好な景観づくりの基本方針を踏まえた地域の同条例第17条第2項に規定する景観形成基準 _____ に適合するよう努めなければならない。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市屋外広告物等に関する条例（全部改正）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市景観計画（令和４年 月改正）</li> <li>・屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）</li> <li>・屋外広告物条例ガイドライン（昭和３９年３月２７日付建設都総発第７号建設省都市総務課長通達）</li> <li>・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成２９年国土交通省都市局公園緑地・景観課）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．屋外広告物規制の本条例への一元化 従来奈良市屋外広告物条例と奈良市景観計画の２つの規制に基づいて行われていた屋外広告物規制を、実効性向上の観点から、本条例による規制に一元化する。</li> <li>2．屋外広告物の規制区域及び規制内容の再編（第１１条から第１３条まで関係） 屋外広告物規制の実効性向上の観点から、禁止地域・許可地域の規制内容に応じて種別区分を再編する。</li> <li>3．景観配慮型屋外広告物、地域貢献型屋外広告物に関する特例及び特定屋内広告物に関する規制の新設（第１４条、第２１条から第２３条まで関係）</li> <li>4．屋外広告物の安全点検の義務化（第２９条、第３０条関係） 老朽化等による事故の発生を未然に防止するため、広告主、管理者、所有者、占有者に対して点検を義務付ける。</li> <li>5．奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正（附則第１３項による改正） 奈良市屋外広告物条例の全部改正に伴う引用条文の整理を行う。（別表第２関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市景観計画の改正に伴い、屋外広告物に関する規制を本条例に一元化するほか、規制区域及び規制内容の再編、屋外広告物の安全点検の義務化等により、良好な屋外広告物の誘導を図るため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和４年７月１日	所管部課	都市整備部 都市計画課



奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表（附則第13項による改正）

現行			改正案		
別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係） 略			別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係） 略		
別表第2の付表1 略			別表第2の付表1 略		
別表第2の付表2			別表第2の付表2		
地区整備計画 区域・計画地 区	種別		制限の内容		
二名町地区整 備計画区域	全広告 物に関 する事 項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務 所、事業所、営業所等に表示し、又は 掲出するもののほか、 <u>奈良市屋外広告 物条例（平成13年奈良市条例第52号） 第9条第1項から第3項までに掲げる 広告物又はこれを掲出する物件</u> に 限る。		
		略	略		
略	略		略		
赤膚町地区整 備計画区域	全広告 物に関 する事 項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務 所、事業所、営業所等に表示し、又は 掲出するもののほか、 <u>奈良市屋外広告 物条例第9条第1項から第3項までに 掲げる広告物又はこれを掲出する物件</u> に限る。		
		略	略		
北登美ヶ丘六 丁目東地区整	全広告		自己の事業又は営業に関し自己の事務 所、事業所、営業所等に表示し、又は		
			略		
地区整備計画 区域・計画地 区	種別		制限の内容		
二名町地区整 備計画区域	全広告 物に関 する事 項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務 所、事業所、営業所等に表示し、又は 掲出するもののほか、 <u>奈良市屋外広告 物等に関する条例（令和4年奈良市条 例第 号）第14条第1項及び第2項に 掲げる屋外広告物又は掲出物件</u> に 限る。		
		略	略		
略	略		略		
赤膚町地区整 備計画区域	全広告 物に関 する事 項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務 所、事業所、営業所等に表示し、又は 掲出するもののほか、 <u>奈良市屋外広告 物等に関する条例第14条第1項及び第 2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件</u> に限る。		
		略	略		
北登美ヶ丘六 丁目東地区整	全広告		自己の事業又は営業に関し自己の事務 所、事業所、営業所等に表示し、又は		
			略		

現行				改正案			
備計画区域	物に関する事項	用途等	掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	備計画区域	物に関する事項	用途等	掲出するもののほか、奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件に限る。
		略				略	
	略		略		略		略
宝来町地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	宝来町地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件に限る。
		略				略	
	略		略		略		略
東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件に限る。
		略				略	
	略		略		略		略
鶴舞東町地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は設置するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	鶴舞東町地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は設置するもののほか、奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件に限る。

現行				改正案			
		略				略	
	略		略		略		略
略	略			略	略		
左京五丁目地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件に限る。	
		略	略		略	略	
		大きさ	大きさは奈良市屋外広告物条例第11条第1項 _____ に規定する許可の基準によるものとし、表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、1広告物ごとの最大面積は6平方メートル以下とする。		大きさ	大きさは奈良市屋外広告物等に関する条例第16条第1項に規定する許可の基準によるものとし、表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、1広告物ごとの最大面積は6平方メートル以下とする。	
		略	略		略	略	
中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物等に関する条例第14条第1項及び第2項に掲げる屋外広告物又は掲出物件に限る。	
		略			略		
		略			略		
		略	略		略	略	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市公民館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1 . 南部公民館東九条分館の位置を変更する。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	・ 南部公民館東九条分館を移転するため。		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	教育部 地域教育課

## 奈良市公民館条例 新旧対照表

現行	改正案																
(設置)	(設置)																
第2条 略	第2条 略																
2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。	2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 432 589 480">名称</th> <th data-bbox="589 432 1064 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 480 589 528">略</td> <td data-bbox="589 480 1064 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 589 576">南部公民館東九条分館</td> <td data-bbox="589 528 1064 576">奈良市東九条町318番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 576 589 624">略</td> <td data-bbox="589 576 1064 624">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	南部公民館東九条分館	奈良市東九条町318番地	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 432 1597 480">名称</th> <th data-bbox="1597 432 2072 480">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 480 1597 528">略</td> <td data-bbox="1597 480 2072 528">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 528 1597 576">南部公民館東九条分館</td> <td data-bbox="1597 528 2072 576">奈良市東九条町393番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 576 1597 624">略</td> <td data-bbox="1597 576 2072 624">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	南部公民館東九条分館	奈良市東九条町393番地の4	略	略
名称	位置																
略	略																
南部公民館東九条分館	奈良市東九条町318番地																
略	略																
名称	位置																
略	略																
南部公民館東九条分館	奈良市東九条町393番地の4																
略	略																

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市都祁水道事業及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業の給水区域において、各町の一部と規定していたものを奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市都祁行政センターの所管区及び奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区に改める。（別表第1関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都祁及び月ヶ瀬地域において、水道施設の増強と強靱化を進め、市内統一的な給水サービスを実現するため、当該地域の給水区域を全域と改正するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	企業局 経営部 経営企画課

## 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
奈良市水道事業	奈良市の区域(奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号_____)別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域を除く。)	400,000人	247,400立方メートル	奈良市水道事業	奈良市の区域(奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号。以下「出張所条例」という。))別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域を除く。)	400,000人	247,400立方メートル
奈良市都祁水道事業	都祁南之庄町の一部 都祁甲岡町 来迎寺町の一部 都祁友田町の一部 蘭生町の一部 都祁小山戸町の一部 都祁相河町の一部 都祁吐山町の一部 都祁こぶしが丘 都祁白石町の一部 針町の一部 針ヶ別所町の一部 小倉町の一部 上深川町の一部 下深川町の一部 荻町の一部 都祁馬場町の一部 天理市山田町902番地	5,700	3,210	奈良市都祁水道事業	出張所条例別表に定める奈良市都祁行政センターの所管区域 天理市山田町の一部	5,700	3,210

現行				改正案			
奈良市月ヶ瀬 簡易水道事業	月ヶ瀬石打の一部	1,950	940	奈良市月ヶ瀬 簡易水道事業	出張所条例別表に定める奈	1,950	940
	月ヶ瀬				良市月ヶ瀬行政センターの		
	尾山の一部				所管区域		
	月ヶ瀬長引の						
一部	月ヶ瀬嵩の一部						
月ヶ瀬月瀬の一部	月ヶ瀬桃						
香野の一部							



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1 . 水道料金の特別計算の規定を削る。(第26条関係)</p> <p>2 . 水道施設加算分担金についての規定を削る。(第11条、第31条の3、第34条、第38条、第40条、別表第4関係)</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛鳥カンツリー倶楽部敷地内にある水道施設(受水槽)である飛鳥配水池が企業局に譲与されたことにより、水道料金計算方法が一般用となり、市内において水道料金の特別計算を適用する水道施設がなくなったため。</li> <li>・ 第6期拡張事業に基づく東部地域等水道整備事業に係る応分の負担として、水道施設加算分担金制度を制定運用していたが、応分の負担とすべき目標額をおおむね達成したことから、同制度を廃止するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和4年10月1日	所管部課	企業局 経営部 経営企画課、事業部 給排水課

## 奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給水装置工事をしようとする者は、第31条第1項に規定する分担金(第31条の3第1項に規定する加算分担金の納入を要するときは、これを含む。)並びに別表第1に定める設計審査手数料及び工事検査手数料を納入しなければ、第1項の承認を受けることができない。</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 1戸に2個以上のメーターを設置したときの料金は、基本料金にあつては、メーターごとの基本料金を合計した額とし、従量料金にあつては、メーターごとの使用水量を合計した水量を使用水量として、各メーターのうち最大口径のメーターを1個設置したものとみなして計算した額とする。ただし、管理者がその必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(特別な場合における分担金の計算)</p> <p>第31条の2 略</p> <p>(加算分担金)</p> <p>第31条の3 未普及地域等の解消を図るため東部地域等水道整備事業により、配水管を布設し、及び配水池等を建設する別表第4に定める地域のうち、管理者が定めて告示する区域において、その告示の日以後に給水装置を新設しようとする者は、第31条の分担金のほか、水道施設加算分担金(以下「加算分担金」という。)を管理者が定める納期限までに納入しなければならない。</p> <p>2 加算分担金の額は、600,000円に100分の110を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給水装置工事をしようとする者は、第31条第1項に規定する分担金_____並びに別表第1に定める設計審査手数料及び工事検査手数料を納入しなければ、第1項の承認を受けることができない。</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(特別な場合における分担金の計算)</p> <p>第31条の2 略</p>

現行	改正案
<p>3 <u>既納の加算分担金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</u>            (料金等の減免)            第33条 略            第34条 管理者は、特別の理由がある者については、この条例によつて納付しなければならない料金、<u>分担金、加算分担金、手数料、</u>その他の費用を減免することができる。            (違反処分)            第38条 次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間給水を停止するほか、50,000円以下の過料を科し、損害があつたときはこれを賠償させる。            (1) <u>料金、分担金、加算分担金</u>又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。            (2)~(6) 略            (停水処分)            第40条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者又は所有者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。            (1) 略            (2) 使用者又は所有者が、第14条の給水装置工事費用、第17条第3項の修繕その他に要した費用、第25条の料金、<u>第31条の分担金、第31条の3の加算分担金、</u>第32条の手数料その他この条例によつて納付しなければならない金額を、指定期限内に納付しないとき。            (3)・(4) 略            2 略            別表第3(第31条関係)  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div>            別表第4(第31条の3関係)</p>	<p>(料金等の減免)            第33条 略            第34条 管理者は、特別の理由がある者については、この条例によつて納付しなければならない料金、<u>分担金、手数料</u>その他の費用を減免することができる。            (違反処分)            第38条 次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間給水を停止するほか、50,000円以下の過料を科し、損害があつたときはこれを賠償させる。            (1) 料金、<u>分担金</u>又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。            (2)~(6) 略            (停水処分)            第40条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者又は所有者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。            (1) 略            (2) 使用者又は所有者が、第14条の給水装置工事費用、第17条第3項の修繕その他に要した費用、第25条の料金、<u>第31条の分担金</u>、第32条の手数料その他この条例によつて納付しなければならない金額を、指定期限内に納付しないとき。            (3)・(4) 略            2 略            別表第3(第31条関係)  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; text-align: center;">略</div></p>

現行	改正案
<p data-bbox="474 204 745 239">加算分担金徴収地域</p> <p data-bbox="154 247 1061 619">米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、杣ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町及び鉢伏町</p>	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1 . 診療科目の追加（第 4 条関係） 診療科目に内科を追加する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立奈良病院において内科系科目の診療を将来的に支える新たな専門医制度における内科専門医を育成し、確保していく上で、内科の診療科目を標榜する必要があるため。</li> </ul>		
5 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日	所管部課	健康医療部 医療政策課

## 奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1) ~ (29) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1) 内科</p> <p>(2) ~ (30) 略</p> <p>3 略</p>